

令和5年第9回農業委員会議事録
(公開用)

令和5年9月25日

下妻市農業委員会

令和5年第9回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和5年9月25日（月） 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
 - 第5号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
 - 第6号 農地の買受適格証明（3条）の交付決定について
 - 第7号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について
 - 第8号 令和6年度 下妻市農業施策等に関する意見書について
 - 第9号 令和5年度 農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)
4. 報 告
 - 第1号 制限除外の農地の移動届出について
 - 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 係長 渡辺 広行 主査 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和5年第9回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は5番 栗原 三郎 君、6番 鈴木 政良 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回6件の申請であります。ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

処理番号1号、申請地、坂井地内、田、499㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、高道祖地内、4筆、田、合計12,746㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、古沢地内、畑、1,339㎡、申請理由は、新規就農で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、皆葉及び村岡地内、2筆、田、合計2,058㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、黒駒地内、3筆、畑、合計3,689㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、田下及び下栗地内、5筆、田及び畑、合計4,794㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:栗原委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大宝公民館から南東へ約850mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:塚田委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から北へ約800m圏内にあり、水稻の作付けがされていました。9月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:齊藤(森)委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約5km圏内にあり、小麦の作付け後、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行うとともに親の自宅を訪問し、面会して確認いたしました。譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

なお、譲受人は新規就農者であり、親と一緒に野菜作りをやりたいということでした。隣地が遊休地でありますので、面積を拡大してはいかがかと話しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:羽賀委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約1.3km圏内にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:鶴見委員(代理報告)

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約1.5km圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。9月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、

譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします

処理番号 6 号: 飯村委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻千代川支店から北東へ約 600m または、ヘキサホールきぬから北東へ約 300m にあり水稻の作付けがされていました。9 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。はい、中山委員。

中山委員

処理番号 4 号について、譲受人が経営規模拡大していくということで、この案件、異論はないんですが、皆葉と村岡の田んぼ等へは、距離感はどうなのかなと。また、ここで、これから何を栽培するのかというところがちょっと気になりました。というのは、田んぼですから、例えば、稲作であれば、今後、設備投資でコンバインとか、そういう機械が増えるのかなということが予想されますので、その辺のところについて、計画が分かれば、教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願ひします。

事務局(渡辺広行君)

中山委員のご質疑にお答えいたします。まず、2 件の距離としましては大字名は違ひますけれども、それほど離れておりません。また譲受人の自宅からも近い場所にございます。どちらも田んぼでございますが、まず村岡の方は現在遊休化はしてありますが、ちょっと高い陸田のような、そんな様相で、航空写真ですとか本人にも聞き取りをしました。ここはそのまま野菜等を作る計画をしているようです。また、皆葉の方でございますが、こちらは田んぼで、遊休化をしておりまして恐らく湿田でそこを改善する。譲受人ですが、田んぼ稲作はやっておりませんで、野菜、園芸をしている方です。ですので、田んぼを購入しておりますが耕作するのは、村岡の方は野菜、皆葉の方はブルーベリーを作付したいということです。現場を見て、必要であれば鹿沼土とかそういった正規で売ってるものを入れて、地盤をしっかりさせて、その上でブルーベリー等を作付したい計画ということで聞いております。よろしくお願ひいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

中山委員、よろしいですか。ほかに発言はございますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

3ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大串地内、畑、512㎡、申請理由は、申請地周辺で勤務する者の駐車場が不足することから、申請地に貸駐車場を設けるものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、山尻地内、畑、1,652㎡の内1,095㎡、申請理由は、道路との段差解消のため、建設残土による盛土をしたく、一時転用するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、段差解消に伴う盛土であり、一時的な利用でその必要があることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は農地として作付けされることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:白井委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大宝公民館から南西へ約400mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:草間委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約400mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建設残土による盛土のため一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。はい、齋藤(森)委員。

齋藤(森)委員

処理番号2号の、建設残土による盛土は、完了した段階で、事務局で確認するのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

齋藤(森)委員のご質疑にお答えします。こちらの盛土の案件は、農業委員会の申請とともに、環境課の盛土の申請もされております。土の成分ですとか、盛土の良し悪しみたいなところは環境課の方で、詳しくお願いしているところでございます。申請人は、畑として家庭菜園で自家野菜を作るということですので、そういったところを、完了後は農業委員会事務局としても確認に行きたいと思っております。この件もそうですが、転用申請は、いずれも完了したら完了報告書を提出するように、許可書を渡すときをお願いをしているところでございますので、完了報告書が出てきます。来たら見に行くのが一番いいと思っております。盛土については、特に気をつけているところでございますので、完了後、確認したいと思っております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齋藤(森)委員、よろしいですか。ほかに発言はございますか。はい、稲川委員。

稲川委員

盛土を行って一時転用するということですが、何を。駐車場などにするのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

稲川委員のご質疑にお答えいたします。今回は盛土をするための一時転用で、ちょっと分かりにくいのですが、盛土をする期間、例えば今回でいいますと、3か月間作付けが出来ないので、その間について一時転用をするという形になっております。今回の申請は、1メートルぐらい低い畑でございますが、水がたまってしまっていたり、歩行者の危険もある、畑としても利用出来ないということで、道路とフラットにして、もう一度畑として利用したいということでの盛土になっております。ですので駐車場で使うとか、資材置場で使うということではなくて、あくまで土を入れる、畑を使いやすくするという目的でございますが、畑として使えない期間が3か月あるので、一時転用の許可を取るという申請でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

稲川委員、よろしいですか。ほかに発言はございますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

4ページ並びに、参考資料の5ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回5件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、宗道地内、畑、837㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、古沢地内、畑、788㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、下妻地内、畑、862 m²、申請理由は、集合住宅の建築でございます。
5 ページ並びに、参考資料の 11 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、大木地内、畑、859 m²、申請理由は、農家住宅の建築でございます。
参考資料の 13 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、半谷地内、畑、437 m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。
農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたします。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 4 ページ、参考資料は、5 ページ・6 ページをご覧願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から 300m 以内にある農地であるため、
第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の
確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非 FIT(ひフィット)太陽光発電所」であり、東京電
力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1
種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立
地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一
般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以
外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

なお、本申請は自己住宅基準面積の 500 m²を超えておりますが、申請面積の内、289 m²は進入路敷地
であることから、申請面積 788 m²となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、
第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可
でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっ
ております。

議案書は 5 ページ、参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1
種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立
地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一
般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13 ページ・14 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1
種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立
地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一
般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:飯村委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、宗道駅から北東へ約150mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員3名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:齊藤(森)委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約50mにあり、小麦の作付け後、休耕でしたが管理はされていました。9月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:稲川委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻保育園から南東へ約100mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号:鶴見委員

議案第3号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から西へ約5mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号5号:鶴見委員

議案第3号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から南東へ約800mにあり、芝の作付けがされていました。9月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。はい、塚田職務代理者。

塚田職務代理者

事務局に確認ですが、処理番号2号について、この取付け道路の敷地面積289㎡で、面積的には結構ですけど、南側の方に道路があります。こちらからでなく、なぜこの北側の狭い道路に取付け道路をつくるのか教えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

ご質疑にお答えします。申し訳ありません。ちょっと参考資料の表記が少し見づらくなっているかもしれませんが、配置図の下方の道路と書いてありますのは、カントリーエレベーターに行くだけの道でして、民地で下妻市道ではございません。建築基準法上、民地からではなくて道路に接していなければならないので、配置図で言うと上の方から、路地状敷地という長い進入路をとる設計になってございます。ですので、ちょっと道路というよりは何か分かりやすい表記がよかったかもしれませんが、そういった内容でこの変わった形状になっております。よろしく願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田代理、よろしいですか。ほかに発言はございますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を

議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

6ページ並びに参考資料の15ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、畑、461㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、唐崎地内、登記、畑、現況、宅地、179㎡、申請理由は、令和3年8月頃より車庫兼倉庫として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の19ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、下妻地内、畑、673㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、15ページ・16ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、17ページ・18ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、19ページ・20ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から

南西へ約 300mにあり、果樹の作付けがされていました。9月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:鈴木委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、千代川体育館から東へ約500mにあり、すでに車庫兼倉庫として利用されており、その内容は始末書で確認しました。9月20日、地区委員3名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車庫兼倉庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:稲川委員

議案第4号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻保育園から東へ約400mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページ並びに参考資料の21ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回 4 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、唐崎地内、登記、畑、現況、雑種地、215 ㎡、申請理由は、令和 3 年 8 月頃より駐車場兼資材置場として無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の 23 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、唐崎地内、畑、694 ㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存事業地が手狭であることから、申請地に事務所及び駐車場兼資材置場を設け、移転したく申請するものでございます。

参考資料の 25 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、下妻地内、畑、4,623 ㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、住環境が良好な申請地に、ドラッグストアを建築するものでございます。

8 ページ並びに参考資料の 27 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、古沢地内、畑、1,732 ㎡、申請理由は、しもつま中央工業団地内の農業用水路工事に伴い、申請地に仮設事務所及び駐車場兼資材置場を設けたく、一時転用するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 7 ページ、参考資料は、21 ページ・22 ページをご覧ください。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、23 ページ・24 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、25 ページ・26 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置工事に伴う道路工事施工承認、汚水・雑排水及び雨水排水処理計画における放流承認が申請済みとなっており、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。

議案書は 8 ページ、参考資料は、27 ページ・28 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、農地に復元されることが確実な計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:鈴木委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、千代川体育館から東へ約500mにあり、すでに駐車場兼資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。9月20日、地区委員3名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場兼資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:鈴木委員

議案第5号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、千代川体育館から東へ約500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。9月20日、地区委員3名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、事務所及び駐車場兼資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:稲川委員

議案第5号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から北西へ約600mにあり、そばの作付けがされていました。9月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、ドラッグストアの店舗へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号:齊藤(森)委員

議案第5号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから北西へ約650mにあり小麦の作付け後、きれいに管理されていました。9月20日、地区委員1名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には電話と自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。

なお、利用期間終了後は、畑に戻してもらい、耕作者に小麦を作付けしてもらうことになるということです。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、仮設事務所及び駐車場兼資材置場の一時転用について問題ないと判断をいたしました。

事務局へ確認ですが、やはりこれも利用期間終了後は、やっぱり畑に戻すかどうかを確認をするんです

か。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

こちらについても、事業完了後は完了報告を事業者に出してもらおうこととなっておりますし、期間をみまして、農地に戻るまでが一時転用でございますので、事務局の方でもきちんと確認したいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齋藤(森)委員、よろしいですか。調査結果についてほかに発言はありませんか。はい、野村委員。

野村委員

処理番号1号について、令和3年8月より無断転用ということですが、これは、議案4号でも同じ申請人の案件として、無断転用ということです。もういないとは思いますが、ちょっと無断転用であることを知っていてやっているのではないかと我々としては思ってしまう。かなり昔の古い件であれば、そんな手続があったのかということで、知らなかったということがあるかもしれませんが。最近の件であり建設業ということであれば、そういうことは承知しているのではないかという風に思えてしまいますが、それに対して何かペナルティというか、そういうものはないのでですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

野村委員のご質疑にお答えいたします。まず今回の申請は、複数出ておりますので整理をさせていただきますと、議案第5号の処理番号2号に端を発しております、譲受人が事務所や資材置場を新しく作りたいということで、申請にきました。その少し前に、当市の固定資産税係から情報がありまして、固定資産税係は市内を見ていて、農地なのに何か作っているなどの情報を、農業委員会にも寄せてくれます。少し前に、この議案第4号の処理番号2号と議案第5号の処理番号1号の2か所について、違反転用ではないかという情報が寄せられたので、今回、議案第5号処理番号2号の事務所を建てるには、まずそちらを是正しないと新しい申請が出来ないということで、事前の是正か同時申請の是正を指導したことで、今回、申請が上がっております。

野村委員がおっしゃるとおり、始末書での追認という形が多いのですが、事前に私どもも違反転用が分かかってそれを注意しても、是正の申請などが無い悪質な件につきましては、もう始末書は認めない、きちんと農地に戻してから申請を下さいということで、県とも確認しまして、こちらの指導に従わないものにつきましては強く指導をしているところではございます。ですが、始末書を出してきちんと宅地に転用しますとか、そういった姿勢を見せる方に関しましては、始末書も認められてるものですし、県に確認してもそれは、認めざるを得ないというところではございます。そういったところで、指導に従わないかどうか、是正させるかどうかというのは線引きをさせていただいているところでございます。

ただ、確かにおっしゃるとおり、始末書の案件が多くて、これは下妻だけではなくて、全国的にも問題になっているようで、やはり有識者の会議の中では、始末書で追認するのがいいかどうかという論議はされているようです。現在のところは認められているものですので、指導に従う方につきましては、このような形で受け付けをさせていただいてるところでございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

野村委員、よろしいですか。そのほか発言はございますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地の買受適格証明(3条)の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9ページをご覧ください。

議案第6号、農地の買受適格証明(3条)の交付決定について、ご説明を申し上げます。買受適格証明につきましては、農地の競売に参加するとき、または農地の公売に参加するときなどに必要なものであります。今回、1件の願出があり、水戸地方裁判所の競売物件であります。

処理番号1号、皆葉地内、畑、484㎡、願出理由は、農業経営規模拡大のため、競売に参加したく願出されたものであり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第6号)

処理番号1号:羽賀委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約1kmにあり、雑草が繁茂していました。9月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10ページをお開き願います。

議案第7号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分につきましては、今回、16件の申請であります。農地転用許可後に、事業内容、一時転用期間、転用事業者のいずれかに変更が生じた場合は、事業計画変更の手続きが必要となります。

ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、田、1,241 m²の内 6.14 m²、申請理由は、営農型太陽光発電設備を設置したく、令和4年12月26日付で許可を受けたが、軟弱地盤による基礎杭の補強に伴い、転用面積に変更が生じたため申請するものでございます。

処理番号2号、申請地、前河原地内、畑、4,430 m²の内 6.15 m²、

処理番号3号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計 1,496 m²の内 7.42 m²、

処理番号4号、申請地、前河原地内、田、2,504 m²の内 6.29 m²、

11ページをご覧願います。

処理番号5号、申請地、前河原地内、田、1,516 m²の内 6.15 m²、

処理番号6号、申請地、前河原地内、田、1,496 m²の内 6.15 m²、

処理番号7号、申請地、前河原地内、田、737 m²の内 3.88 m²、

処理番号8号、申請地、前河原地内、田、1,301 m²の内 6.15 m²、

12ページをお開き願います。

処理番号9号、申請地、前河原地内、田、631 m²の内 3.89 m²、

処理番号10号、申請地、前河原地内、田、585 m²の内 3.60 m²、

処理番号2号から10号の内容につきましては、処理番号1号と同様の目的で申請されたものです。

処理番号11号、申請地、前河原地内、田、661 m²の内 4.17 m²、申請理由は、営農型太陽光発電

設備を設置したく、令和4年12月26日付けで許可を受けたが、軟弱地盤による基礎杭の補強に伴い、転用面積に変更が生じたため申請するものでございます。

処理番号12号、申請地、前河原地内、田、1,646㎡の内6.29㎡、
13ページをご覧ください。

処理番号13号、申請地、前河原地内、田、1,636㎡の内6.01㎡、

処理番号14号、申請地、前河原地内、田、1,373㎡の内6.01㎡、

処理番号15号、申請地、前河原地内、田、846㎡の内4.03㎡、

処理番号16号、申請地、前河原地内、田、1,604㎡の内6.15㎡、

処理番号12号から16号の内容につきましては、処理番号11号と同様の目的で申請されたものです。
以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第7号）

処理番号1号～10号：鶴見委員（代理報告）

議案第7号 処理番号1号から処理番号10号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約400mまたは、砂沼広域公園野球場から西へ約500mにあり、既に一部で施工が開始されていたが、その変更内容は始末書で確認しました。9月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、申請人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、許可後の事業計画変更することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号11号～16号：鶴見委員（代理報告）

議案第7号 処理番号11号から処理番号16号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約400mまたは、砂沼広域公園野球場から西へ約500mにあり、既に一部で施工が開始されており、その変更内容は申請書類で確認しました。9月19日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、申請人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、許可後の事業計画変更することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 齋藤孝夫君）

報告を終わります。発言はありませんか。はい、飯村委員。

飯村委員

営農型太陽光発電設備というのはどういうものかと、それと一時転用ってありますけども、これはいつまでなのかということと、それと面積がすごく少ない拡張です。こういう軽微なものも申請

が必要なのか、その、3点です。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願いします。

事務局（渡辺広行君）

飯村委員のご質疑にお答えいたします。まず、営農型太陽光発電設備でございますが、下妻市では、今のところ1例だけありまして、こちらの変更申請が出てるものが2例目になります。

具体的に言いますと、このテーブルが農地だとしますと、普通の太陽光は転用申請をとりまして、こういうふうに、地べたに付けて設置していくわけですが、営農型太陽光は、下はトラクターが動ける、野菜とか、米とかをつくれるような形で、2メートルか3メートルの支柱を立てまして、その上に太陽光を乗せるようなものです。ですので、次のご質問にも繋がってくる場所なんです、あくまで転用するところはこの支柱の部分だけで、ほかは農地として使えるという考え方になっております。ですので、3番目の面積が小さいというのは、支柱部分の面積だけを一時転用するという取扱いになりますので、こういった少ない面積になっております。

期間でございますが、普通であれば一時転用は、大体第一種農地か、農用地区域内農地で、この手法を使う方が多くて、第二種・第三種農地はもう太陽光発電のうち、地べたについての野立ての太陽光発電ができるものですから、そういうものができない農用地区域内農地と第一種農地でこういった手法を使って、太陽光発電で、上で儲けて下の農地でも儲けるっていうような形のものになっております。期間は、普通であれば第一種農地は、最大5年です。農用地区域内農地ですと最大3年になっております。今回の、ここは10年でございます。皆様、今まさに、遊休農地の農地利用状況調査をなさっていらっしゃるんですが、それでA1として判断されたところを、きれいに雑草等除いて営農型太陽光をやりつつ下を農地として使うのであれば、これを10年に延ばすということに国の方で規定されております。申請地は、もともと草がすごいところでA1判定をしておりましたので、そこをきれいにして営農型太陽光を設置するということで進んでいますので、ここは10年でございます。あくまで一時転用ですので10年の期間が終わるまでには、継続するなら再申請をして、ということになります。営農型の下の農地をつくるのは前提になりますので、下をきちんとつくらない、また遊休化させてしまうようなときには、すぐに撤去させるということ、違反転用であるというような判断をするものになっております。

今回、面積的には1㎡2㎡が増えるような変更でございますが、事業計画変更としましては、申請人が変更されたり、事業の期間が延びてしまうようなときなど、またはその他は、審議をいただいてきちんと許可をとったほうがいだろうというような判断ができるものは、変更申請を出してもらうことになっております。今回は前回許可を受けた以上の面積になることですから、皆様にもう一度ご審議をいただきたく、申請書を提出してもらったところでございます。

それと、罰則についてですが、営農型太陽光の下の農地で、作物をつくらないと違反転用により撤去命令ができるようになります。普通の農地であれば、その周辺の8割以上の収量を取らないといけなくて、適当に作って、例えば収量は普通の周りと比べて3割も取れないというようなところはちゃんとやってないということで撤去命令が出せます。ですが、全国の例だとなかなかすぐ撤去ということにはなっていないようなんですけれども、権限としては、作物をつくらぬ状態になる

と、きちんとルールを守っていないということで撤去命令が出るということになっております。

一方で、遊休農地を改善して営農型太陽光をつくる所に関しましては、それだけで遊休農地を改善しているので、そこまでは求めないけど、一生懸命作りなさいと。周囲の収量と比べて8割に行かなかったとしても、それはしかたないだろうということになっております。ただ、きちんと作付けしなくて、遊休化してしまう場合には、撤去命令が出せるということになっております。

ちなみに申請地は、神社等に奉納するサカキを植えるということで、申請が上がってきております。以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

これは余談なんですけど、この申請は私の持ち区です。鶴見さんに代理で報告してもらいました。昨年の12月に許可になったものですが、農地パトロールをしておりましたら、申請地のポールの周りにコンクリートみたいなものがあったので、事務局に連絡して、今回、再度申請し直すということになりました。

飯村委員、よろしいですか。ほかに発言はございますか。はい、羽賀委員。

羽賀委員

この営農型太陽光発電のところの下の部分の作付けに関して、その太陽光の施行業者の方がやるのでしょうか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願いします。

事務局（渡辺広行君）

羽賀委員のご質疑にお答えいたします。これは、令和4年の12月に申請されたもので、営農型太陽光を作りたいというこの申請人と、下の農地を作る方は別な方です。県南の方の造園業を営む方が、サカキをつくるということで、そこはこの申請人と、契約をしまして、下はきちんと、3条申請で許可を得た方がつくる、上は太陽光でこの申請人が管理していくというような形になってございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

よろしいですか。農地を貸す人と太陽光をやるのに、地上権を貸す人と分かれてます。もし、何かあって罰則があったらこれは大変な問題で、そのときはみんなでもた考えなくてはならないんですけど。遊休農地ということで、私の持ち区で約10町歩ぐらいあります。県の方とかいろんな相談したんですが、なかなかまとまらなくて、そのうち、太陽光の業者がきて、こういう許可申請に至った経緯があります。

そのほか、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第8号、令和6年度下妻市農業施策等に関する意見書について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第8号の別紙をご覧ください。

議案第8号、令和6年度下妻市農業施策等に関する意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと規定されております。つきましては、市長に提出する別紙意見書（案）を本日ご審議いただくものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

それでは、議案第8号令和6年度下妻市農業施策等に関する意見書についてご説明させていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会が所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策等の改善について意見書を提出することと定められております。

今回は、市に対し令和6年度の下妻市の農業施策やそれを裏付ける予算への反映に向けて、10月10日に市長への意見書提出を予定しております。本日は、その際に提出する意見書（案）を提示させていただきます。

2枚目をお開きください。

こちらが提出する意見書の表紙となっております。

続きまして、次のページをお開きください。左側のページで、農業の現状や農業委員会の活動業務について触れ、本意見書の意義と農業委員会等に関する法律に基づき提出することをお示しし、次のページから各種施策の推進について意見を申し立てております。

項目は6項目となります。1項目から順にご説明いたします。

1、担い手への農地利用の集積・集約化について、では、担い手である農業者が効率よく安定した農業経営を行うには、農地中間管理事業や多面的機能支払制度などを活用した基盤整備を推進し、利用しやすい農地とする必要があります。そのためには、市や県、農業協同組合、土地改良区などの関係機関との連携を強固なものとする体制構築を要望するとともに、地域計画の実現に向けた話し合いの場で得た意向を踏まえ地域の实情に合った農地の集積・集約化を促進する支援を講じてい

ただきたいとの意見内容となっております。

2、新規就農者・親元就農者等、農業後継者の育成について、では、担い手不足の対策の一つとして、後継者の確保が重要であるため、就農を目指す次世代の担い手育成を要望するものです。就農希望者と指導者とのマッチング支援を積極的に行うなど、新規就農者や親元就農者を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、就農にあたって耕作地や拠点の選定、販売ルートの確保など総合的な支援体制の整備を要望するものです。

3、中・小規模農業者を支援する補助事業について、では、国や県の農業施策に対する補助事業は、大規模経営に向けた補助要件が強く打ち出されていることから、中・小規模農家は利用できない状況があります。本市は大規模農家だけでなく、中・小規模農家も共存しながら地域農業を維持していくことが重要な地域であるため、中・小規模農家に対しても、長期的な営農継続が可能となるよう、農業用施設や機械の導入、更新等を支援する補助事業の創設を要望するものです。

4、農業地帯における安全な市道整備と地域資源の適切な保全管理について、では、農業の効率化が進む中、基盤整備がされていない地域では道路が狭いところが多く、通行に支障をきたすほか、大型農耕車両の進入ができないことから農地の集積・集約化の推進が難しく、圃場や道路の荒廃に繋がる可能性が高い状況です。このことから、農業者が安全かつ効率的に農業経営を行えるように、拡幅も含めた市道整備と適切な管理を積極的に図っていただきたいこと。また、水路や道路等の地域資源の保全管理について、多面的機能支払交付金事業等を効果的に活用できるように地域への情報発信を行い、推進をお願いする意見内容となっております。

5 農業用資材・飼料・燃油等価格高騰の影響に伴う農業支援について、では、新型コロナウイルス感染症や為替相場の急激な変動及び国際情勢の影響で、農業用資材・飼料・燃油・電気料等の価格の高騰が長期化しており、これらに対して、国、県、市から各種の支援策が講じられておりますが、農業者への影響が益々拡大、長期化していることから、今後も経営安定に資する各種支援策の継続をお願いする意見内容となっております。

6、農業委員会組織の充実について、では、農業を取り巻く環境が厳しくなったことに伴い、農業者の代表機関である農業委員会の活動についても、国から求められる役割が年々重責を担うものとなっております。また、それに伴う事務量の増加と事務内容の高度化に対応するため、専門知識を持った職員の育成・確保と事務局の機能の強化を要望する内容でございます。

以上、当該意見書の決定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終わります。発言はありませんか。はい、野村委員。

野村委員

1番の担い手の農地利用の集積・集約化についてというところの中に、土地改良区などの関係機関との連携、基盤整備の推進という文言があるんですが、今私の地元では二つの基盤整備の計画があります。そのうちの 하나가畑総の計画なんですが、その中で一部水田のところを、水田のままでは、面積も小さいので、畑地の方が利用しやすいのではないかとというようなことで、意見があつて、それを推進しようとしたところ、土地改良区からの脱退一時金というものが発生するということがありました。それは地権者にとっては、かなりの負担なわけですね。それについて、何か、農業委

員会の方からも、それを軽減するような、働きかけということができないのかなと思ひまして、発言させていただきました。

議長（会長 齋藤孝夫君）

はい、それでは、取りあえず質問を先に全部受けて、それに対して、事務局と確認して、それに対して、話し合うとかお答えするとか、みんなの賛同を得るとかそのようにしたいと思ひます。ほかに、発言はございますか。はい、鶴見委員。

鶴見委員

私の地区でも、やはり基盤整備が今一番問題になっておりまして、北から南にウナギの寝床のような 20 町歩ぐらいの田んぼがあるんですが、現状を見てると、なかなか地権者の方にお金を出して整備をやるということだと、誰もやらないということで、何か良い方法はないかと。管理機構の側に 100%貸せば、何か安くて済むような話も出てるので、是非こういうことをやってもらいたいと私は思っております。特に、その場所なんですが、田んぼをつくってる人は、担い手の方が何人かいるんですが、もうこういう整備されていない状態ではやらないという話が出てるので、ぜひ集積に向かって市の方でも応援をいただきたいと思っております。以上です。

議長（会長 齋藤孝夫君）

はい、ありがとうございます。そのほか、発言はございますか。ないようですので、ちょっと暫時休憩して、それからまた開きたいと思ひます。では、3 時 15 分から再開したいと思ひます。

（暫時休憩）

議長（会長 齋藤孝夫君）

休憩前に戻りまして、再開します。ただいま野村委員、鶴見委員から貴重な意見が出されまして、まさに今後の農政の課題の一つだと思ひます。そういう中で、来月 10 日、この要請文を携えて、私と職務代理と事務局で、市長へこの要請書を手渡します。野村委員、鶴見委員の言われたことを事務局で十分に把握してもらって、いろんなものを踏まえまして、いただいた意見について、市長との話の中で意見交換して要請していきたいと思ひます。野村委員、鶴見委員、そのような方向でよろしいでしょうか。

野村委員

はい。

鶴見委員

よろしくお願ひします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

皆さん、ご理解していただけますか。ほかに発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 齋藤孝夫君）

ご意見がないようなので、お諮りいたします。

本案につきましては原案のとおり意見書を提出することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の、表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第9号、令和5年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第9号の別紙をお開き願います。

議案第9号、令和5年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受けて、担い手へ貸し付けるための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、富張主査から説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第9号、令和5年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）についてご説明をさせていただきます。

今回の農地中間管理事業分について、これまでの案件のような農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の2つを用いた手続き方法ではなく、農用地利用集積計画のみを用いた一括方式と呼ばれる手続き方法になっておりますので、違いについて説明いたします。

従来は農地の出し手から機構への貸し付けを農用地利用集積計画で、機構から受け手への転貸を農用地利用配分計画で行っておりましたが、一括方式ではこの2つの権利関係を1つの集積計画に記載します。

手続きの流れで何が変わるのかといいますと、従来の方法ですと農用地利用集積計画を農業委員会が決定して本市農業政策課が公告、そして農用地利用配分計画について農業委員会の意見聴取をした後に、県知事が認可・公告をして、契約成立となっておりましたが、一括方式では先に県へ協議を行って同意を取り、農用地利用集積計画を農業委員会が決定して本市農業政策課が公告することで契約成立となります。

なお、従来使われていた農用地利用配分計画が、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和5年3月末で廃止され、農用地利用集積等促進計画に移行するまでの経過措置として、令和7年3月末までは、農用地利用集積計画一括方式の手続きが可能となっております。

それでは、お手元の議案第9号の資料をご覧ください。

3枚目を開き、農用地利用集積計画一括方式総括表をご覧ください。

今回、利用権が設定される農地につきましては、田が311筆、357,000㎡、畑が144筆、33,291㎡、合計いたしますと、455筆、390,291㎡となり、貸し手は103名、茨城県農林振興公社の借り手は30名で、今月末の公告を予定し、開始は12月1日となり、期間は10年間でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。

左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。以下29ページまで455筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法に適合していると考えられます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目・3枚目の表題より（案）を削除願います。続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

15ページをご覧ください。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、赤須及び前河原地内、11筆、田及び畑、合計10,453.10㎡の内3,514.10㎡、届出理由は、送電線の電線増強工事に伴い、届出地を工事用地として一時転用することから、去る8月17日届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

